

# 自分の再就職手当を計算してみよう！

所定給付日数の3分の2以上残して再就職した場合

$$\text{支給残日数} \times 70\% \times \text{基本手当日額} = \text{再就職手当}$$

所定給付日数の3分の1以上残して再就職した場合

$$\text{支給残日数} \times 60\% \times \text{基本手当日額} = \text{再就職手当}$$

例

1. 支給番号		2. 氏名	
24-234567-8		コヨウ タロウ	
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日
		40	3-590201
8. 住所又は居所			
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)			
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由	
	060430	40	
13. 60歳到達時賞金日額	14. 離職時賞金日額	15. 給付制限	
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日	
060517	4-火	070430	
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間	
7,020	120		
22. 離職前事業所名		23. 再就職手当支給歴	
24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)			

行次	処理月日	認定(支給)期間	日数	種別	支給金額	残日数	備考
1	0611	24-234567-8		コヨウ タロウ			次回認定日08月06日
2		待期満了	待期満了日	060523			
3		給付制限期間	060524-0723	離職理由 40			
4	0806	24-234567-8		コヨウ タロウ			次回認定日09月03日
5		060724-0805	13	基本手当	¥000,000	107	
6	0815	24-234567-8		コヨウ タロウ			
7		060806-0815	10	基本手当	¥000,000	97	
8		就職	060816-2				
9							

要件

- ① 支給残日数97日  
所定給付日数120日  
支給残日数が所定給付日数の3分の2以上残っている
- ② 就職日R6.8.16は、待期満了日 R6.5.23以降の就職である
- ③ 待期満了日後1か月間 (R6.5.24~R6.6.23) 以降の就職である

支給残日数

基本手当日額

$$97日 \times 70\% \times \begin{matrix} \cancel{7,020円} \\ 6,395円 \end{matrix} = 434,220円$$

(端数 切り捨て)

限度額あり

R6.8.1 現在 基本手当の上限額

離職時の年齢が60歳未満

6,395円

離職時の年齢が60歳以上65歳未満

5,170円

次の要件を全て満たしていることが必要です

- ① 就職日の前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること  
(支給残日数が、就職日から受給期間満了年月日までの日数を超えるときは就職日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります)
- ② 1年を超えて勤務することが確実であると認められること  
(1年以下の雇用期間が定められ、雇用契約の更新に当たって、一定の目標達成が条件付けられている場合は「1年を超えて勤務することが確実であること」には該当しません)
- ③ 待期満了日後の就職であること
- ④ 離職理由による給付制限を受けた場合は、待期満了日後1か月間については、ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したものであること
- ⑤ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと  
(資本・資金・人事・取引等の状況からみて、離職前の事業主と密接な関係にある事業主も含まれます)
- ⑥ 就職日前3年以内の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと
- ⑦ 受給資格決定(求職申し込み)前から採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと
- ⑧ 原則、雇用保険の被保険者要件を満たす条件での雇用であること  
(例えば、委任契約、委託契約等については、雇用保険の被保険者に該当しません)

就職が決まった場合は、必ずハローワークに申告してください。